

令和8年度

固定資産税償却資産 申告の手引き

★償却資産申告書は
令和8年2月2日（月）が提出期限です。

★電子申告又は郵送による提出にご協力ください。



[申告書提出先・問合せ先]

〒682-8633
鳥取県倉吉市堺町二丁目 253 番地1
倉吉市役所第2庁舎 税務課資産税係
TEL: 0858-22-8114

くらまけん

倉吉市役所税務課

* * * 目次 * * *

1	償却資産とは	
(1)	償却資産の具体例	1
(2)	建築設備の家屋と償却資産の区分	1
	表① 家屋と償却資産の区分表	2
	表② 業種別主な償却資産の例	3
(3)	申告の対象となる資産	4
(4)	申告の対象とならない資産	4
2	償却資産の申告について	
(1)	申告していただく方	5
(2)	提出期限	5
(3)	提出先	5
(4)	提出書類	5
(5)	企業電算処理方式による申告について	5
(6)	e LTAX（電子申告）による申告について	5
(7)	固定資産税（償却資産）の賦課期日と事業年度との関係	6
3	申告から課税までのながれについて	
(1)	申告書の提出	6
(2)	価格等の決定及び課税台帳への登録	6
(3)	税率・税額・免税点	6
(4)	納期	6
4	計算方法について	
(1)	評価額・課税標準額の求め方	7
5	申告書の書き方について	
(1)	償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載について	8
(2)	種類別明細書の記載について	8
	償却資産申告書記載要領	9
	種類別明細書（増加資産・全資産用）記載要領	10
	種類別明細書（減少資産用）記載要領	11
6	税法上の特例、改正等	
(1)	非課税	12
(2)	課税標準の特例	12
(3)	国税との違いについて	12
7	その他	
(1)	実地調査について	13
	表③ 減価残存率表	13

1 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、資産所在地の市町村長に1月31日までに申告する必要があります。

（P4を参考してください。）

（1）償却資産の具体例

資産の種類			主なもの
1 構築物	構築物	構築物	駐車場舗装（アスファルト・コンクリート）、フェンス、緑化施設、庭園、門、塀、広告塔、鉄塔、駐輪場、貯水槽など
	建物附属設備	建物附属設備	受変電設備、空調設備、給排水設備、その他建築設備、内装など （2）建築設備の家屋と償却資産の区分を参考してください。）
2	機械及び装置 (建築設備一部を含む)		各種製造業用の機械及び設備、印刷関連業用設備、農業用機械及び設備、総合工事業用機械及び設備、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、自動車整備業用機械及び設備、太陽光発電設備など
3	船 舶		遊覧船、貨物船、ボートなど
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプターなど
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車及びフォークリフト、運搬車など
6	工具・器具 及 び 備 品		事務机・椅子、陳列ケース、電話設備、冷暖房機器、厨房用品、ガス機器、レジスター、複写機、パソコン、看板、金庫、自動販売機、理美容器具、医療機器、娯楽・スポーツ器具、什器、工具類など

（2）建築設備の家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、冷暖房設備、給排水設備、衛生設備などの建築設備（家屋と一体になって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、これらを家屋と償却資産に区分して評価しています。（P2表①「家屋と償却資産の区分表」を参考してください。）

家屋と建築設備などの所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、特定の生産又は業務の用に供されるものなどについては、償却資産として取り扱います。

家屋と建築設備などの所有者が異なる場合

賃借人（テナント）が取り付けた内装・造作及び附帯設備などについては、賃借人（テナント）を所有者とみなしますので、建物を賃借された方が申告をしてください。（地方税法第343条第10項及び市税条例第56条第8項）

表① 家屋と償却資産の区分表

設備などの種類	設備などの分類	設備などの内容	事業所用家屋の所有区分			
			自己所有		借 家	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作など	床・壁・天井仕上、店舗造作など工事一式	○			●
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備など		●		●
	中央監視設備	設備一式		●		●
	電灯コンセント	屋外設備一式、非常用照明器具		●		●
	設備、照明設備	屋内設備一式	○			●
	電力引込設備	引込工事		●		●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話設備	電話機、交換機などの機器		●		●
		配管、配線、端子盤など	○			●
	LAN設備	設備一式		●		●
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなどの機器		●		●
		配管、配線など	○			●
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機など	○			●
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置などの機器		●		●
		配管、配線など	○			●
	避雷設備	設備一式	○			●
	火災報知設備	設備一式	○			●
	太陽光発電設備	設備一式（屋根材一体型は除く）		●		●
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプなど	○			●
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用など）、中央式給湯設備	○			●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管など	○			●
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器など）	○			●
	消防設備	消火器、避難器具、ホース及びノズルなど		●		●
		消火栓設備、スプリンクラー設備など	○			●
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型など）、特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア設備など		●		●
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機など	○			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテルなど）、寮・病院・社員食堂などの厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫の冷却装置、ろ過装置、POSシステム、看板、ネオンサイン、簡易間仕切、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインドなど		●		●
外構工事	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設など）		●		●

表② 業種別主な償却資産の例

各 業 種 共 通 の も の	駐車（輪）場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、扉、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、エアコン、パソコン、コピー機、テレビ、金庫、レジスター、消火器、陳列棚、陳列台、陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、事務機器、福利厚生設備など
不動産貸付業	アスファルト舗装、予備電源装置、機械式駐車設備、門扉、フェンス、植込工事、外灯、上下水道の埋設管など
喫茶店・飲食店	接客用家具、備品、厨房設備、カラオケセット、放送設備、室内装飾品、製麺機、製氷機、日よけなど
理容業・美容業	理（美）容椅子、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ器、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備など
医院・歯科医院 薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器など）、薬品戸棚、待合室用椅子など
工 場	動力配線、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、各種工具など
パチンコ店・ ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、屋外駐車場、島工事、POSシステム、店内放送設備、防犯監視設備など
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機など
建 設 業	大型特殊自動車、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、各種工具など
自動車整備業・ ガソリン給油所	ガソリン計量器、オートリフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、構内装置、独立キャノピー、プレス、スチームクリーナー、テスター、オイルチェンジャー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機など
食肉・鮮魚販売業	肉切断機、挽肉機、ポンプなど
金 属 製 品 組 立 加 工 業	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、プレス、カッター、研磨機、溶接機、クレーン、コンプレッサー、各種工具など
ホ テ ル ・ 旅 館 業	厨房設備、自家発電装置、放送設備、接客用備品など
農 業	ビニールハウス、梨棚、ネット、耕運機、選果機、精米機、管理機、田植機、ハーベスター、農機具など

(注) これらの表は通常の設備について、一般的に区分したものです。

詳しくは市役所までお問い合わせください。

リース資産の申告

- 1 リース会社が申告するもの
 - ・いわゆるレンタルであるリース契約（オペレーティングリース取引）
 - ・リースの所有権がリース会社にあるもの（所有権移転外ファイナンスリース取引）
- 2 借受人が申告するもの
 - ・譲渡条件付リース（所有権留保付割賦販売とみなす）などリースの最終的な所有権が借受人にあるもの（所有権移転ファイナンスリース取引）

(3) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

また、次のような資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ①使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの
- ②償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ③減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産
- ④「中小企業者等の少額資産特例」（租税特別措置法）の規定を適用して損金算入した資産
- ⑤建設仮勘定で経理されているものであっても、その一部が1月1日までに完成し事業の用に供することができる資産
- ⑥簿外資産（帳簿に記録されていない資産）
- ⑦遊休資産・未稼働資産
- ⑧改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱う）

(4) 申告の対象とならない資産

次のような資産は、償却資産の対象とならないので、申告の必要はありません。

- ①自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車
- ②生物（鑑賞用、興行用などに供するものを除く）
- ③無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権、ソフトウェアなど）
- ④繰延資産（創業費、開業費など）
- ⑤一時に損金算入したもの（耐用年数が1年未満又は取得価額10万円未満の資産）
- ⑥3年間で一括償却しているもの（取得価額20万円未満の資産で、税務会計上3年間で減価償却）
- ⑦少額のリース資産（法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で20万円未満のもの）

30万円未満				個別に減価償却しているもの
	中小企業者等の少額資産特例 (即時償却)	租税特別措置法第28条の2、第67条の5、 旧租税特別措置法第67条の8ほか		
20万円未満	法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産 (20万円未満)	3年で一括償却 法人税法施行令第133条の2第1項 所得税法施行令第139条第1項		
10万円未満			一時に損金算入 法人税法施行令第133条 所得税法施行令第138条	

固定資産税(償却資産)の申告が必要な資産

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

工場や商店を経営している、駐車場やアパートを貸し付けている、農業をしているなど、事業を営んでいて、倉吉市内に償却資産を所有されている個人又は法人。

(2) 提出期限

令和8年2月2日（月）

*期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに提出してくださいますよう、ご協力をお願いします。

(3) 提出先

〒682-8633

鳥取県倉吉市堺町二丁目 253 番地 1

倉吉市役所第2庁舎 税務課資産税係

(4) 提出書類

①**償却資産申告書**（償却資産課税台帳…第二十六号様式）

②**種類別明細書**（増加資産・全資産用…第二十六号様式別表一、減少資産用…第二十六号様式別表二）

※①償却資産申告書②種類別明細書は、「提出用」をご提出ください。「控用」は、各自で保管してください。前年中に資産の増減が無い場合でも、申告書の提出が必要です。

③**本人確認書類**…①償却資産申告書にマイナンバー（個人番号又は法人番号）をご記入ください。また、本人確認のために、以下の確認書類のいずれかをご持参（郵送の場合コピーを同封）ください。なお、法人については確認書類の提出は必要ありません。

1) 個人番号カード

2) 個人番号通知カード及び身元確認書類（運転免許証・保険証など）

※代理人提出の場合は上記1) 又は2) 個人番号通知カードの写しに加え、代理権の確認できるもの及び代理人の身元確認書類（運転免許証・保険証など）をご持参ください。

※保険証のコピーを送付いただく際には、被保険者記号・番号などにマスキングを施して見えないようにしてください。

*郵送で提出される場合で、「控用」に受付印を必要とされる方は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

(5) 企業電算処理方式による申告について

電算処理方式による様式で申告される方は、次の事項などに留意して申告してください。

①令和8年1月1日現在、倉吉市に所有する全ての償却資産について、資産ごとに評価額を算出してください。

②前年中に資産の増減が無い場合でも、全資産の種類別明細書を提出してください。

③前年中に資産の増減がある場合は、増減が分かる明細書も提出してください。

④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載してください。

(6) eLTAX（電子申告）による申告について

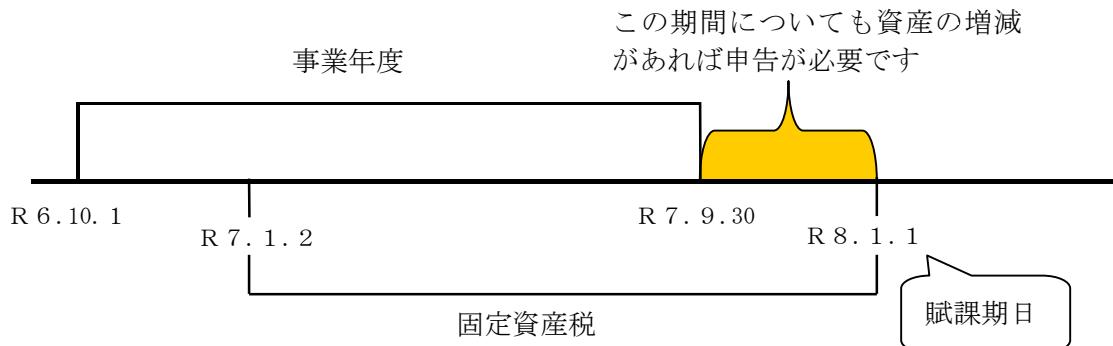
倉吉市では、平成22年4月1日からeLTAX：エルタックス（地方税ポータルシステム）を利用した申告も受け付けています。詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。なお、eLTAXによる申告の場合は、本人確認書類の提出は不要です。

*申告データなどの作成に係る具体的な操作方法については、地方税共同機構（TEL：0570-081459（平日9時～17時受付））へお願いします。

(7) 固定資産税（償却資産）の賦課期日と事業年度との関係

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。法人の決算日が賦課期日と異なる場合で、決算日以降の賦課期日（1月1日）までに資産の増加や減少があったときは、それらの増減資産についても申告してください。また、過年に取得していた未申告の資産がある場合は必ず申告してください。

（例） 法人で9月30日が決算日の場合



3 申告から課税までのながれについて

(1) 申告書の提出

令和8年1月1日現在において、倉吉市内に事業の用に供する償却資産を所有されている個人又は法人は、令和8年2月2日までに申告が必要です。（地方税法第383条）

(2) 価格などの決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格などは、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

(3) 税率・税額・免税点

$$\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ (1,000 \text{ 円未満切捨}) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ (1.5\%) \end{array} = \begin{array}{c} \text{税額} \\ (100 \text{ 円未満切捨}) \end{array}$$

※課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

(4) 納期

年税額は第1期（5月）、第2期（7月）、第3期（12月）及び第4期（翌年2月）の4回に分けて納めていただくことができます。

4 計算方法について

(1) 評価額・課税標準額の求め方

資産の取得年月、取得価額、耐用年数などに基づき、次のとおり評価額を算出します。各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額となります。

課税標準額の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

倉吉市から送付された申告書で申告される場合は、倉吉市の電算システムで計算しますので、評価額及び課税標準額を算出する必要はありません。

(独自の企業電算処理方式で申告される方は、評価額、決定価格、課税標準額の算出が必要です。)

〈評価額の求め方〉

○前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{2}$$

減価残存率 … P 13 の表③ (A)

○前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{2}$$

減価残存率 … P 13 の表③ (B)

個々の資産について評価額の最低限度額は、取得価額の 5 %となります。

〈計算例 1〉次のような償却資産を所有している場合

○アスファルト舗装……取得年月 R 5. 8 取得価額 2,500,000 円 耐用年数 10 年

○パソコン……取得年月 R 6. 8 取得価額 100,000 円 耐用年数 4 年

年度	評価額算出方法	評価額合計 (課税標準額合計) (円)	税額算出方法 課税標準額 × 税率 = 税額	税額 (円)
R 6	アスファルト舗装 $2,500,000 \times 0.897 = 2,242,500$	2,242,500	$2,242,000 \times 1.5\% = 33,630$	33,600
R 7	アスファルト舗装 $2,242,500 \times 0.794 = 1,780,545$ パソコン $100,000 \times 0.781 = 78,100$	1,858,645	$1,858,000 \times 1.5\% = 27,870$	27,800
R 8	アスファルト舗装 $1,780,545 \times 0.794 = 1,413,752$ パソコン $78,100 \times 0.562 = 43,892$	1,457,644	免税点 (150 万円) 未満	0

耐用年数省令の改正で耐用年数を変更した資産について

平成 20 年度税制改正において、機械及び装置を中心に耐用年数が見直されました。平成 21 年度から改正後の耐用年数を適用しています。平成 20 年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。資産の取得時に遡って耐用年数を改正することはありません。(計算例 2 を参考にしてください。)

*ただし、適用年数の誤りによる耐用年数の修正をする資産については、取得当時に遡及して評価額を計算します。

〈計算例 2〉耐用年数改正で耐用年数を変更する場合

設備の種類	取得年月 取得価額	耐用年数 (改正前) (改正後)	評価額算出方法	
			前年中取得：取得価額 × 減価残存率 (表③・A) = 評価額	前年前取得：前年評価額 × 減価残存率 (表③・B) = 評価額
クリーニング設備	H19. 10 取得 2,500,000 円	改正前 7 年 改正後 13 年	$2,500,000 \times 0.860 = 2,150,000$ 円 (20 年度評価額) (改正前の耐用年数に応じた減価残存率で算出)	$2,150,000 \times 0.838 = 1,801,700$ 円 (21 年度評価額) (前年度評価額) (改正後の耐用年数に応じた減価残存率で算出)

※耐用年数は、固定資産台帳や所得税青色申告決算書又は法人税確定申告書などでご確認ください。

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>) も参考にしてください。

5 申告書の書き方について

償却資産申告書、種類別明細書は、次の事項に留意して記載してください。

前年までの申告内容を基に償却資産申告書・種類別明細書を印字しております。記載は、ボールペンなどにより、見やすい字でていねいに書いてください。

*種類別明細書の耐用年数について、平成20年度税制改正にともない、平成21年度から改正後の耐用年数を適用し変更しておりますが、変更漏れ、誤りがある場合には摘要欄に年数を記入してください。

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載について …… P 9 記載要領参照

申告書の各項目について、できるだけ詳しく記載してください。特に「2氏名」欄の屋号、「5事業開始年月」欄、「15資産の所在地」欄、「16借用資産（有・無）貸主の名称等」欄（リース会社名など）の記入漏れがありますので、必ず記入をお願いします。（申告内容が印字されている申告書でも、空欄がある場合は記載してください。）

①印字している内容に変更がある場合は、取消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

②前年と変更のない場合は、「18備考」欄に「前年中増減なし」と記入し提出してください。

③住所、氏名又は名称が変更、廃業・事業継承された方は、変更内容及び異動年月日を申告書の「18備考（添付書類等）」欄に書いてください。

※「3個人番号又は法人番号」欄が追加されていますので、記入漏れにご注意ください。

(2) 種類別明細書の記載について

○「**種類別明細書（増加資産・全資産用）**」（印刷色：緑色）… P 10 記載要領参照

○「**種類別明細書（減少資産用）**」（印刷色：赤色）… P 11 記載要領参照

前年中に増減など異動があった場合は、同封の白紙の種類別明細書（手書き用）に記入し、1枚目の提出用のみを提出してください。（ノンカーボン紙ですので、1枚目に書くと2枚目にそのまま写ります。）

①前年中に増加した資産（初めて申告される方は全資産）を「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（印刷色：緑色）に記載してください。

②前年中に減少した資産を「種類別明細書（減少資産用）」（印刷色：赤色）に記載してください。

※取得価額は、法人税又は所得税の会計処理において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税を含んだ金額となります。

書き方がわからない場合

次のものをご用意の上、市役所税務課にご連絡（若しくはご持参）ください。

- ・償却資産申告書類一式
- ・固定資産台帳（減価償却資産計算明細書）など、減価償却資産の明細（取得日、取得価額）のわかる書類
- ・法人税又は所得税の申告書の控え
- ・個人番号カード若しくは個人番号通知カードと身元確認書類（運転免許証・保険証など）

償却資産申告書記載要領

種類別明細書（増加資産・全資産用）記載要領

種類別明細書（増加資産・全資産用）											
所有者コード	資産番号	資産種類	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	1枚目		
									課税標準の特例	課税標準額	増加事由
1	6	食器洗浄機	1	5	7	4	700,000	8	0.875	1・2・3・4	申告もれ
2	6	エアコン	1	5	6	3	300,000	6	0.681	1・2・3・4	
3										1・2・3・4	
4										1・2・3・4	
5										1・2・3・4	
6										1・2・3・4	
7										1・2・3・4	
8										1・2・3・4	
9										1・2・3・4	
10										1・2・3・4	
11										1・2・3・4	
12										1・2・3・4	
13										1・2・3・4	
14										1・2・3・4	
15										1・2・3・4	
16										1・2・3・4	
17										1・2・3・4	
18										1・2・3・4	
19										1・2・3・4	
20										1・2・3・4	
		小計		2			1,000,000				

種類別明細書（減少資產用）記載要領

申告の年度を記載して
ください。

減少した資産の取得価額を記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

前年中に減少した資産の数量を記載してください。なお、資産の一
部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する数量を記
載してください。

氏名又は名称を記載してください。
また、この明細書が2枚以上ある場合は、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

同封の「償却資産種類別明細書」から前年中に減少した資産を選び記載してください。

6 税法上の特例、改正など

(1) 非課税

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を取得された方は、「固定資産税非課税申告書」をご請求の上、必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

(2) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条・第15条の2・第15条の3、旧地方税法附則第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は課税標準額軽減の特例措置があります。

該当する償却資産を取得された方は、「固定資産税の課税標準の特例適用申請書」をご請求の上、必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

*特例が適用されるものの例

農業協同組合などの共同利用施設、公共の危害防止施設、産業廃棄物処理施設、下水道除害施設、再生可能エネルギー発電設備、家庭的保育事業の用に供する資産など

※詳しくは、倉吉市のホームページをご覧ください。

(3) 国税との違いについて

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	固定資産税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の期間	事業年度(決算期)	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度	定率法(国税の旧定率法)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	認められる	認められない(※)
特別償却・割増償却	認められる	認められない
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例	認められる	認められない
改良費(資本的支出)	原則区分、一部合算も可	区分

※国庫補助金などで取得した資産で、取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記載してください。

7 その他

(1) 実地調査について

倉吉市では、地方税法第354条の2（所得税又は法人税に関する書類の閲覧など）及び第408条（実地調査）に基づいて、電話での問い合わせや、書類の閲覧及び実地調査を行うことがありますので、ご理解、ご協力のほどお願ひいたします。また、上記の調査などに伴って修正申告をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください。

ご注意ください！

申告や調査により申告漏れの資産があった場合、資産の取得年次に応じて遡って課税することがありますので、ご注意ください。正当な理由がなく申告されない場合は、過料を科せられることがあるほか、不足税額に加えて延滞金を科せられます。

また、虚偽の申告をされると、懲役または罰金などを科せられることがあります。

表③ 減 価 残 存 率 表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)			前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)			前年中取得のもの(A)	前年前取得のもの(B)
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880	34	0.066	0.967	0.934
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891	36	0.062	0.969	0.938
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896	37	0.060	0.970	0.940
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901	38	0.059	0.970	0.941
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905	39	0.057	0.971	0.943
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912	41	0.055	0.972	0.945
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915	42	0.053	0.973	0.947
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918	43	0.052	0.974	0.948
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921	44	0.051	0.974	0.949
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926	46	0.049	0.975	0.951
15	0.142	0.929	0.858	31	0.072	0.964	0.928	47	0.048	0.976	0.952
16	0.134	0.933	0.866	32	0.069	0.965	0.931	48	0.047	0.976	0.953
17	0.127	0.936	0.873	33	0.067	0.966	0.933	49	0.046	0.977	0.954
								50	0.045	0.977	0.955